ID:　79

担当部署:　企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	講義室の使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例　第8条
例規番号	昭和63年条例第7号

【根拠条文】

（講義室の利用）

第8条　講義室を利用しようとする者は、市長の許可を受け、別表第4に定める使用料を納めなければならない。

別表第4(第8条関係)

区分	使用料	
講義室	午前9時～正午	1,420円
	午後1時～午後5時	1,830円

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日